

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【案】に対する意見及び意見への考え方

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
1	P1	1 計画策定の趣旨 （1）計画策定の目的	2017年に策定された現計画について、2032年までの15年計画とのことであったが、5年が経過して社会情勢が変化したことから、新たに計画を策定することになったと認識している。 その点が「計画策定の趣旨」には触れられておらず、記載したほうがよいのではないか。	新たに計画を策定することになった具体的な理由については、本文の4段落目（国内外における社会情勢の変化）、5段落目（廃棄物の観点における新たな課題への対応）、6段落目（新たな施設整備に際してのごみ処理の安定性・安全性の確保）において触れていることから、記載については原案のままとします。	－	－	－
2	P1	1 計画策定の趣旨 （1）計画策定の目的	本文11行目の「前計画」とは何を指すのか。もし1行目の「一般廃棄物処理基本計画」のことを指すのであれば、この計画が千葉市のものであることと、策定年、計画期間を1行目に明記していただきたい。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○	前計画においては、2 R（リデュース・リユース）を優先した3 R の取組みにより、（以下略）	2017年3月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：2017～2031年度）」（以下、前計画という。）においては、2 R（リデュース・リユース）を優先した3 R の取組みにより、（以下略）
3	P1	1 計画策定の趣旨 （1）計画策定の目的	「し尿」に関する処理計画書などがあれば紹介いただきたく、本計画書にも注記として追記いただきたい。	本市におけるし尿の処理計画については、「千葉市生活排水処理基本計画」（2016年3月）において定めています。ご意見を踏まえ、本文に追記を行います。	○	なお、一般廃棄物はごみとし尿に分かれますが、本計画ではし尿についての内容を含まないため、「（ごみ）」と表現します。	なお、一般廃棄物はごみとし尿に分かれますが、本計画ではし尿についての内容を含まないため、「（ごみ）」と表現します。 （※し尿に関する処理計画については、「千葉市生活排水処理基本計画」【2016年3月】において定めています。）
4	P2	1 計画策定の趣旨 （2）計画の位置付け	図1「本計画と周辺計画の体系」に環境問題に関心が高い欧州などの主要な法制度・計画を紹介すると今後に役立つのではないかと。	環境分野・廃棄物分野における諸外国の先進的な法制度・計画等については、本計画における個別の取組みのなかで、必要に応じて、市民や事業者への情報発信を検討していきます。	－	－	－
5	P7	2 廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題 （3）プラスチックごみ対策	「G20」か「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の箇所に、G20サミットが開催された「2019年6月」を入れたほうが、分かりやすいのではないかと。	ご意見を踏まえ、開催月を追記するとともに、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の説明を修正します。	○	SDGsにも関連する海洋プラスチックごみの問題については、開発途上国をはじめ海外諸国への国際協力とともに、G20各国と2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が策定され、ビジョンの共有を図っている状況です。	SDGsにも関連する海洋プラスチックごみの問題については、2019年6月のG20大阪サミットにおいて、開発途上国をはじめ海外諸国への国際協力とともに、G20各国と2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が示され、その共有を図っている状況です。
6	P8	2 廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題 （3）プラスチックごみ対策	コラム【日本のプラスチックごみの有効利用状況】中の用語をわかりやすい日本語にするとともに、わかりやすいイラストを添えることなどを検討してもよいのではないかと。また、産業廃棄物の量とその内訳が一致していないほか、総排出量にも“約”をつけたほうがよいのではないかと。	当該コラム中には、説明を必要とする用語が多く含まれますが、わかりやすい用語とすることで、説明が長くなり、文章が煩雑になることから、文末の脚注（「用語集」P135）にて対応しています。 図6「我が国のプラスチックのマテリアルフロー図」に掲載する数値については、引用元の数値をそのまま掲載しており、端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。 なお、2021年度のデータが発表されたため、コラムの文章及び図6に掲載する数値を更新します。	○	2020年度における日本国内のプラスチックのマテリアルフロー図は以下のとおりです。2020年度は、廃プラスチック類の総排出量822万トンに対して、有効利用されている廃プラスチックの量は約710万トンであり、割合は86%になりますが、有効利用の大半はサーマルリサイクル（廃棄物分野においては焼却による発電等）によるエネルギー回収です。マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルに限った有効利用は約200万トンであり、割合は24%にとどまっています。 （図6：2020年度の数値を掲載）	2021年度における日本国内のプラスチックのマテリアルフロー図は以下のとおりです。2021年度は、廃プラスチック類の総排出量824万トンに対して、有効利用されている廃プラスチックの量は約717万トンであり、割合は87%になりますが、有効利用の大半はサーマルリサイクル（廃棄物分野においては焼却による発電等）によるエネルギー回収です。マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクルに限った有効利用は約206万トンであり、割合は25%にとどまっています。 （図6：2021年度の数値を掲載）
7	P9	2 廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題 （4）食品ロス対策	「1人1日あたりで、お茶碗一杯分の量に相当する約113gの食品ロス」と記載されているが、食品ロスは“ごはん”との誤解を生むことになり、また、米を食べるのを控えるとも解釈されかねないことから、適切な表現ではないように思われる。	「お茶碗一杯分」とは、国民1人1日あたりの食品ロス量（約113g）を説明する際に、国（消費者庁等）が用いている表現を引用したものです。多くの方にとってその量を想像しやすい表現であることや、引用元との整合性から、記載については原案のままとします。	－	－	－

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
8	P10	2 廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題 (5) 古紙を取り巻く情勢への対応	2 段落目「古紙類のリサイクルは、…」の記載内容について、以下の二点をご教示いただきたい。 ・古紙市場の需給バランスの崩れは一時的な現象であるのか ・古紙分別の意味と紙類における異物とは何か	古紙市場については、2017年6月に中国が古紙輸入規制を始め、以降の輸入量が大幅に減少したため、日本だけでなく世界的に需給バランスの崩れが生じました。一方で、東南アジアにおける古紙需要が増えていることから、世界的にも古紙の輸出先が中国から東南アジアにシフトしていますが、引き続き、今後の需給状況の見通しは不透明であることから、本文を修正します。 古紙分別について、本市では、古紙を「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」「雑がみ（包装紙、紙袋、紙箱等）」の5種類に分別していただくようお願いしていますが、これは、種類によって再生される製品が異なるためです。 また、紙類における異物については、雑誌に付属するシール、CD・DVD、化粧品等の付録類や、リサイクルできない古紙（「油・汚れの付着した紙」「においの付着した紙」等）などがありますが、これらが混入すると、回収古紙の品質が低下することで、引き取り価格に影響し、古紙リサイクルの妨げとなることから、取り除いて排出をお願いしているところです。	○	古紙類は、中国をはじめとしたアジア諸国に輸出して資源化されてきましたが、環境保護を目的に輸入規制が強化され品質基準の厳格化が進み、世界各国で余剰古紙が発生したため、 一時的に古紙市場の需給バランスが崩れ 古紙価格の下落が生じました。	古紙類は、中国をはじめとしたアジア諸国に輸出して資源化されてきましたが、環境保護を目的に輸入規制が強化され品質基準の厳格化が進み、世界各国で余剰古紙が発生したため、 古紙市場の需給バランスが崩れ 古紙価格の下落が生じました。
9	P12	2 廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題 (8) 新型コロナウイルス等の感染症への対応	コラムの2段落目に「3章において詳述しますが、本市においても、粗大ごみ排出量の増加など、ごみ排出量の変化が2019年度以降にみられます」と記載されているが、3章においては、粗大ごみに関する記述は特にないように思われるため、新型コロナウイルスと粗大ごみ排出量増加の関係についてご説明いただきたい。	粗大ごみ排出量の増加については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛により、家庭内で過ごす時間が増加したことで、自宅の片付けや整理が進んだことなどによるものと考えています。 なお、「3章において詳述」としていますが、つながりが不明確であることから、ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○	3章において詳述しますが、 本市においても、粗大ごみ排出量の増加など、ごみ排出量の変化が2019年度以降にみられます。	本市においても、 自宅の片付けや整理等による 粗大ごみ排出量の増加など、ごみ排出量の変化が2019年度以降にみられます。
10	P13	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 (1) ごみ処理の現状 ア ごみ・資源物の排出状況	5行目に「令和元年房総半島台風等」と記載されているが、その他は西暦表示であることから、表現を合わせた方が理解しやすいのではないか。 (※P20・3行目についても同様)	ご意見を踏まえ、P11のコラム2行目と同様に、当該表記を「令和元年房総半島台風（2019年台風15号）」に修正します。（※P20・3行目についても同様に修正）	○	令和元年房総半島台風 等で発生した災害ごみの一部が可燃ごみとしてごみステーションに搬出されたことや、（以下略）	令和元年房総半島台風（2019年台風15号） 等で発生した災害ごみの一部が可燃ごみとしてごみステーションに搬出されたことや、（以下略） （※P20・3行目についても同様に修正）
11	P15	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 (1) ごみ処理の現状 ア ごみ・資源物の排出状況	表3「家庭系ごみの分別区分と収集方法等（ごみ）」について、分別区分「可燃ごみ」のごみの種類に「リサイクルできない古紙」とあるが、該当例を挙げていただきたい。	「リサイクルできない古紙」の例としては、「油・汚れの付着した紙」「においの付着した紙」「かぼん・靴の詰め物」「宅配便の紙」「アイロンプリント紙」「感熱紙」などがあります。 なお、表3及びP16の表4「家庭系ごみの分別区分と収集方法等（資源物）」については、本市におけるごみの排出方法及び収集方法の概要を示すものですので、分別の詳細については、「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」をご覧ください。	－	－	－
12	P15	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 (1) ごみ処理の現状 イ ごみ排出方法及び収集方法	表3「家庭系ごみの分別区分と収集方法等（ごみ）」について、幕張ベイタウン地区の収集方法についての記載がない。表の欄外に記載する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、表3の欄外に説明文を追記します。	○	－	※美浜区の幕張新都心住宅地区においては、可燃ごみ・不燃ごみについて、幕張クリーンセンターの廃棄物空気輸送システムによる管路収集（可燃ごみ：毎日、不燃ごみ：週3回）を行っている。
13	P21	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 (1) ごみ処理の現状 エ ごみの減量、資源化の状況 (イ) 家庭系資源物回収量	家庭系資源物回収量について、2021年度に突如減少している状況を見ると、「市民の資源回収に対する意識の高まり」と判断するのは適当ではなく、単に家庭系ごみ排出量の動きに連動しているだけではないか。	家庭系資源物回収量については、ご意見のとおり、家庭系ごみ排出量の動きに連動する面もありますが、剪定枝等の資源収集開始に伴う市民の資源回収に対する意識の高まりも、増加要因の一つであると考えていることから、記載については原案のままとします。	－	－	－
14	P21	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 (1) ごみ処理の現状 エ ごみの減量、資源化の状況 (ウ) 事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量については、新型コロナウイルス感染症の流行が要因で減少する前の2019年以前の排出量の変化（減少）が家庭ごみに比べると少なく、「ちばルール」協定締結事業者数の伸び悩みなどの現状からしても、対策が必要ではないか。	事業系ごみについては、経済活動が回復することで排出量が増加することも予想されます。個別事業No.12「事業所ごみの適正排出指導の徹底」（P75-76）などで展開する施策において、発生抑制に努めていきます。	－	－	－
15	P24	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 (1) ごみ処理の現状 カ 前計画における取組み (ア) 【基本方針1】	当該ページが「ちばルール」の用語としての初出であることから、P53ではなく本ページに脚注番号を付けるべきではないか。	ご意見を踏まえ、初出のP24に脚注番号を付します。	○	(P53に脚注番号【No.60】)	(P24に脚注番号【No.45】、以下の脚注番号は繰り下げ)
16	P24	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 (1) ごみ処理の現状 カ 前計画における取組み (ア) 【基本方針1】	「ちばルール」協定締結事業者数の伸び悩み、市民の認知度が課題と記述するならば、P55ではなく本ページに「ちばルール」のコラムを掲載する方がよいのではないか。	当該ページは、前計画における取組みの概要をまとめたものです。 コラムには「ちばルール」の今後の展望を見据えた内容も含まれることから、本計画における施策を示す箇所（P55）に掲載しています。	－	－	－

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
17	P35-36	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 （2）ごみ処理の課題（本計画に求められる課題）	6つの課題があがっているが、現状をよく捉えており、妥当である。	—	—	—	—
18	P35	3 本市におけるごみ処理の現状と課題 （2）ごみ処理の課題（本計画に求められる課題） ウ 古紙類への対応	分別の種類ごとに間違いの多い例のパンフレットを作成してほしい。ただし、作成にあたっては、「リサイクルできない古紙」のような判断が難しい表現は避けていただきたい。	いただいたご意見については、個別事業No.11(3)「わかりやすい広報物の作成・配付」(P73)のなかで参考とさせていただきます。	—	—	—
19	P37-38	4 基本理念・基本方針	3 Rから2 Rへの転換を示すべきではないか。	何よりも、「ごみにしない」「ごみを出さない」ことが最優先されますが、日常生活や事業活動を営むうえで、ある程度のごみの発生は避けられず、分別の徹底による再資源化（リサイクル）も引き続き重要であることから、本計画においても、前計画と同様に、2 R（発生抑制・再使用）を優先とした3 Rの取組みを展開していきます。	—	—	—
20	P37	4 基本理念・基本方針 （3）基本理念と基本方針・個別事業の位置付け	スローガン「減らそう 1人1日100g！ 止めよう地球温暖化！」について、減らすのは可燃ごみか、資源ごみも含めるのか、ごみになりそうな食品を100g余分に食べてごみにしなければよいのか、意図するところが理解できなかったため、補足説明をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、計画書の巻頭にスローガンについての説明文を掲載します。 なお、スローガンに掲げる100gの減量は、数値目標のうちの「総排出量」に關係する目標で、可燃ごみ・不燃ごみだけでなく、資源物の排出も含めた数値であり、また、家庭系と事業系を合わせた数値です。	○	—	（巻頭にスローガンについての説明文を掲載するとともに、P37のスローガン掲載箇所に説明文を巻頭に掲載する旨の注記を加える）
21	P37	4 基本理念・基本方針 （3）基本理念と基本方針・個別事業の位置付け	スローガン「減らそう 1人1日100g！ 止めよう地球温暖化！」について、1人1日100gのイメージが沸きにくく、具体的な表示・説明があればよいと思う。				
22	P37	4 基本理念・基本方針 （3）基本理念と基本方針・個別事業の位置付け	スローガンの「減らそう 1人1日100g！」は、家庭系ごみ排出量のことだと思うが、もう一方の事業系ごみ排出量に対しても分かりやすい目標が必要だと考える。				
23	P37	4 基本理念・基本方針 （3）基本理念と基本方針・個別事業の位置付け	3 Rを基本方針1と基本方針2に分ける意図をご教示いただきたい。「発生抑制」、「再使用」、「再資源化」は目的が同一ではないか。	計画(案)P41の図27「循環型社会におけるごみ、資源の流れ」に示すとおり、循環型社会において、3 Rは一連の流れのなかにありますが、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）が優先されることから、3 Rを基本方針1（発生抑制・再使用）と基本方針2（再資源化）に分けて施策を整理しています。	—	—	—
24	P37	4 基本理念・基本方針 （3）基本理念と基本方針・個別事業の位置付け	ツリー図の3段目に表示されている「個別事業」とは何かの説明、注記などが必要ではないか。	ご意見を踏まえ、図中の「個別事業」の四角囲みに、参照ページの注記を加えるとともに、P38の本文に追記を行います。	○	[P37・ツリー図] （図中の「個別事業」の四角囲みに参照ページの注記を追記 「基本方針1」：P53～68参照、「基本方針2」：P69～85参照、「基本方針3」P86～98参照） [P38・本文] 3つの基本方針は、以下のとおりです。 具体的な事業の立案にあたっては、ごみ減量・再資源化に向け、市民、事業者の意見を聴きながら、市民・事業者・市の3者がそれぞれ何をすべきかわかりやすく発信していきます。	[P37・ツリー図] （図中の「個別事業」の四角囲みに参照ページの注記を追記 「基本方針1」：P53～68参照、「基本方針2」：P69～85参照、「基本方針3」P86～98参照） [P38・本文] 3つの基本方針は、以下のとおりです。 具体的な事業の立案にあたっては、ごみ減量・再資源化に向け、市民、事業者の意見を聴きながら、市民・事業者・市の3者がそれぞれ何をすべきかわかりやすく発信していきます。 <u>3つの基本方針に基づいて実施する24の個別事業の内容については、第6章（P53～98）において記載します。</u>
25	P41-42	4 基本理念・基本方針 コラム【循環型社会とは】 コラム【3 Rとは】	とても分かりやすい内容であるので、用語として「3 R」が最初に出てくる項目の近くに掲載してはどうか。	「循環型社会」については、基本理念に大きく関係し、「3 R」については、基本方針に大きく関係する事項であることから、本計画の基本理念・基本方針を市民・事業者によく理解してもらえるよう、当該ページにコラムを掲載しています。	—	—	—
26	P43	5 数値目標	表9「本計画における数値目標一覧」において、(1)総排出量は、上段に1人1日あたりの量(g)が示されており、下段にカッコ書きで実総排出量（総量）が示されているが、逆ではないか。まず、実総排出量（総量）（t）で示し、目安として1人1日あたり（g）を表示すべきと考える。 （※(2)家庭系ごみ排出量も同様）	数値目標の「総排出量」については、P46に記載のとおり、本計画の計画期間中においては、人口減少による総量の自然減が予想されるため、「1人1日あたりの量」を目標値として設定することから、表9においては、総量を参考値として記載しています。 「家庭系ごみ排出量」についても同様ですが、加えて、「1人1日あたりの量」で目標値を表示の方が、協力いただく市民の皆さまにとって分かりやすく、身近に感じられる目標になると考え、設定したところ です。 以上のことから、記載については原案のままとします。	—	—	—

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
27	P43	5 数値目標	2021年度の実績値として、(1)総排出量337,218t、(4)焼却処理量232,690t、(5)再生利用率33.3%とあるが、(4)÷(1)の焼却処理量の割合が69%で(5)再生利用率の33%を足すと100%を超えてしまう。これは(4)の中に(5)に含まれる焼却処分が含まれるという理解でよいか、ご教示いただきたい。	P92「No. 20 焼却残渣・破碎残渣の再生利用の推進」に記載のとおり、本市では、焼却処理を行った後の焼却灰の一部を熔融スラグ化等により再生利用しており、これを再生利用率に計上しています。 したがって、お見込みのとおり、(4)焼却処理量の中に(5)再生利用されるものが含まれています。	－	－	－
28	P44	5 数値目標 ≪数値目標設定の考え方≫	温室効果ガス削減に向けた数値目標設定の考え方については、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指すとのことだが、「総排出量の削減」「プラスチック割合の低減」に向けての具体策が見えてこない。総排出量の削減のために、持ち帰りの容器を持参する、量り売りの店を普及させるなどの方策が考えられるが、保健部門との調整も必要になると考える。各部門との全体の調整について、どのような方向性をとるのか、記載してはどうか。	当該ページは、数値目標設定の考え方を説明するものであることから、記載については原案のままとします。 P2の図1「本計画と周辺計画の体系」に示すとおり、本計画の目標を達成するために、環境部門以外の様々な部署と連携して、効果的な施策を展開していきます。	－	－	－
29	P44	5 数値目標 ≪数値目標設定の考え方≫	本文の下から3行目に「非バイオマス由来の廃棄物を削減し」とあるが、「用語集」を読んでも分かりにくく、説明が必要であると考えerがどうか。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○	2032年度に清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を33%削減するためには、総排出量を市民1人1日あたり10%程度削減したうえで、非バイオマス由来の廃棄物を削減し、（以下略）	2032年度に清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を33%削減するためには、総排出量を市民1人1日あたり10%程度削減したうえで、 化石燃料を材料とする 非バイオマス由来の廃棄物を削減し、（以下略）
30	P45	5 数値目標 ○家庭系ごみと事業系ごみの量	家庭系ごみと事業系ごみの量については、可燃・不燃の両方を合わせたものと考えてよいか。	本計画の数値目標として掲げる、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量については、P45の図30「ごみ処理フローと数値目標の関係図」に記載のとおり、資源物排出量を除いたものです。家庭系ごみ排出量については、本市の収集区分の「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」を合わせたものであり、事業系ごみ排出量については、主に「可燃ごみ」です。	－	－	－
31	P47	5 数値目標 (2) 家庭系ごみ排出量	4行目「市民の発生抑制と再資源化（リサイクル）」の記載を「市民によるごみの発生抑制と再資源化」に修正するべきではないか。	ご意見を踏まえ、本文を修正します。	○	本指標は、 市民 の発生抑制と再資源化（リサイクル）の取組みの成果を同時に見るものであることから、（以下略）	本指標は、 市民によるごみ の発生抑制と再資源化（リサイクル）の取組みの成果を同時に見るものであることから、（以下略）
32	P53	6 目標の達成に向けた施策の展開 (1) 基本方針1ウ 施策の体系	基本方針1は、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の項目であるが、施策の体系図において、3Rの推進を提唱しているのは整合が取れていないのではないか。	施策によっては、「発生抑制・再使用」と「再資源化」が一体となっているものもあります。基本方針1と基本方針2に分けて記載すると施策の重複となり、施策体系が煩雑なものになることから、優先度が高い発生抑制の項目である基本方針1に位置づけています。	－	－	－
33	P53	6 目標の達成に向けた施策の展開 (1) 基本方針1ウ 施策の体系	個別事業No.3～6を紐づけている「動機づけ」という言葉を「行動」に変更し、個別事業No.7～9を紐づけている「行動」については、「社会全体への好影響」のような言葉に変更した方がよいのではないか。	個別事業No.3～6については、市民・事業者に対して、ごみ減量のための具体的な行動を促すための取組みが中心となることから、分類を「動機づけ」としています。 一方で、個別事業No.7～9については、市民・事業者の行動に対する支援及び市の行動自体に着目し、分類を「行動」として整理しています。 以上のことから、記載については原案のままとします。	－	－	－
34	P53-98	6 目標の達成に向けた施策の展開 ●事業内容	一つひとつの項目、特に【拡】（拡充）としている項目について、具体的な目標を知りたい。	各事業において管理していく個々の施策の管理指標等は多岐にわたることから、本計画とは別に作成する、進捗状況についての「年次報告」において毎年度公表を行います。	－	－	－
35	P57	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 (2) ごみ処理に関する情報の共有化	地域でごみ減量に関する情報を共有することは大切である。 例えば、ペットボトルを回収する際にきれいに洗浄してラベルも取って出すと業者に高価格で引き取ってもらえるが、千葉市の場合はあまりきれいでないため価格が安くなると聞いたことがある。そのような情報を共有することにより、市民の協力しようという気持ちも強くなるのではないか。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
36	P57	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 (2) ごみ処理に関する情報の共有化 ②様々な媒体を活用した最新情報の提供	リチウムイオン電池が混入した結果、収集車両内で火災が発生し、当該車両が使えなくなると約1000万円の税金が無駄になるということを新聞記事で目にした。有名人を起用するなど発信の仕方を工夫して、このようなわかりやすい事例など、ごみ出しについての注意事項も啓発すべきではないか。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
37	P57	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.2 3 R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 （2）ごみ処理に関する情報の共有化 ②様々な媒体を活用した最新情報の提供	ごみは排出する時点の分別で処理が変わる。分ければ資源、混ざればごみという概念は理解されていると思うが、分別の徹底はまだ十分とは言えない。市民への啓発は継続して行うことが必要なので、市政だよりに毎回小さな気づきができるような記事を掲載するなど検討してほしい。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—	—	—
38	P59	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.3 発生抑制（リデュース・再使用（リサイクル））の促進	基本方針1は、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の項目であるが、記述のほとんどが発生抑制（リデュース）に終始していることから、P59に再使用に関する記述を追記いただきたい。	基本方針1は、3 Rのうち優先される2 Rに係るものですが、記述量は、最も優先される発生抑制に関するものが多くなっています。 再使用については、No.3(2)「再使用（リユース）の促進」（P59）のほか、No.2(1)「3 R教育・学習の推進」（P56）や、No.9「市の事業における率先した3 Rの推進」（P68）のように、3 R一体で進めていく施策のなかで取り組んでいきます。	—	—	—
39	P59	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.3 発生抑制（リデュース・再使用（リサイクル））の促進 （1）発生抑制（リデュース）の促進	事業者・消費者に対して、「過剰包装は控える」といった啓発活動をお願いしたい。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	—	—	—
40	P59	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進 （2）再使用（リユース）の促進 ⑤家庭から出る不用品リユースの促進	「“フリマアプリ”との連携」とあるが、アプリとはソフトウェア、プログラムであって、事業やサービスの分類ではないのではないか。“フリマサービス”など、他に適当な言葉があるのではないか。	「フリマアプリ」という言葉を使用することで、スマートフォンのアプリ利用に限定した事業と解釈される可能性があることから、ご意見を踏まえ、本計画（P24、P59、P60）で用いる用語を「フリマサービス」に改めるとともに、初出のP24に脚注を付し、併せて用語集の説明文を修正します。	○	[P24] ③（略）また、リユースの機会を創出するため、<u>フリマアプリ</u>と連携し、イベントでの周知啓発や講習会を実施しました。 今後は、民間のリユース事業者や<u>フリマアプリ</u>とのさらなる連携に基づく取組みの推進が求められるほか、（以下略） [P59] ③市ホームページにリユースショップや<u>フリマアプリ</u>の情報を掲載するなど、（以下略） ⑤粗大ごみなどのリユースを促進するために、<u>フリマアプリ</u>との連携を行います。 [P60・スケジュール表] (2)⑤「<u>フリマアプリ</u>との連携による粗大ごみなどのリユース促進【新規】」 [P139] 66 <u>フリマアプリ</u> オンライン上で、フリーマーケットのように、主に個人間で物品の売買を行うことができる、<u>主にスマートフォン用のアプリのこと。</u>	[P24] （ウ）（略）また、リユースの機会を創出するため、<u>フリマサービス</u>と連携し、イベントでの周知啓発や講習会を実施しました。 今後は、民間のリユース事業者や<u>フリマサービス</u>とのさらなる連携に基づく取組みの推進が求められるほか、（以下略） [P59] ③市ホームページにリユースショップや<u>フリマサービス</u>の情報を掲載するなど、（以下略） ⑤粗大ごみなどのリユースを促進するために、<u>フリマサービス</u>との連携を行います。 [P60・スケジュール表] (2)⑤「<u>フリマサービス</u>との連携による粗大ごみなどのリユース促進【新規】」 [P138] 47 <u>フリマサービス</u> オンライン上で、フリーマーケットのように、主に個人間で物品の売買を行うことができる<u>サービスのこと。</u>（※以下の脚注番号は繰り下げ）
41	P61-62 P83-85	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.4 プラスチックごみの発生抑制の推進 No.16 プラスチックの再資源化の推進	プラスチックごみ対策は、世界的な課題であることから、千葉市においても率先して取り組むべきである。他の自治体のように、千葉市も積極的に分別を行うべきとの意見もあるが、分別によるコスト、運送によるCO2排出、洗浄による水資源の過剰な使用等も懸念される。焼却処理がベストであるとは思わないが、焼却量を減らすために、使用量を減らしていくことを重点に取り組むべきと考える。	ご意見のとおり、プラスチックごみについても、他のごみと同様に発生抑制を重点に取り組んでいきます。	—	—	—
42	P61	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.4 プラスチックごみの発生抑制の推進 （1）プラスチック使用の見直しによる発生抑制	とにかく、ペットボトルの使用を減らすべきである。災害対策で水の買い置きなど、使うべきところでは使ってよいと思うが、普段の生活では使わないことを徹底すべきと考える。 容器包装リサイクル法が、処理責任を事業者には負わせるということになればよいと考える。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。 なお、容器包装リサイクル法においては、特定の事業者（容器及び包装を利用する事業者、容器製造等を行う事業者）に再商品化の義務を課していますが、法制度のあり方については、他自治体等とも連携して、国に働きかけを行っていきます。	—	—	—
43	P61	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.4 プラスチックごみの発生抑制の推進 （2）プラスチックごみ問題に関する啓発	マイクロプラスチック問題など世界中の課題になっている。レジンペレットなどの管理の徹底など生産者や流通問題もある一方で、ポイ捨てなど市民の不適正な排出によるものも多く、消費者教育の拡充が必要と思う。	環境教育・3 R教育のなかで、プラスチックごみ問題に関する市民への啓発の拡充を行っていきます。	—	—	—

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
44	P61	6 目標に向けた施策の展開 No.4 プラスチックごみの発生抑制の推進 （2）プラスチックごみ問題に関する啓発 ③海洋プラスチックごみの状況把握及び情報公開	プラスチックごみの調査については、調査・発表のメインは市の調査がよいと思うが、ビーチクリーンや水辺の保全活動をしている市民をいい意味で巻き込んで、イベント的にやってもよいのではないかと。また、水辺サポーターやクリーン活動をしている市民団体もあることから、関わりの強い主体として、「千葉市」だけでなく「市民」も表示してはどうか。	ご意見を踏まえ、個別事業No.4(2)③「海洋プラスチックごみの状況把握及び情報公開」について、施策に関わりの強い主体として、「千葉市」に加えて「市民」を表示し、さらに同項目は「事業者」にも関わりが深いことから、併せて表示します。	○	(2)③ （「千葉市」のピクトグラムのみ表示）	(2)③ （「千葉市」に加えて、「市民」「事業者」のピクトグラムを表示）
45	P61	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.4 プラスチックごみの発生抑制の推進 （2）プラスチックごみ問題に関する啓発 ③海洋プラスチックごみの状況把握及び情報公開	千葉市は海に面しているという特性を活かして、海洋プラスチックごみの削減にもっと積極的になるべきである。市民団体との関係を構築し、「千葉市はクリーン活動のメッカ」と言われるくらいに活動が広がれば、市民全体の意識が向上するのではないかと。また、海岸に漂着するレジンペレットの問題もあるが、発生源を調査するとともに、行政と事業者で相談しながら、運搬の過程で漏出させない対策を立てるべきである。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
46	P63	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.5 生ごみの発生抑制の推進	「No.5 生ごみの発生抑制の推進」は、家庭系生ごみについてのみ記載されているが、ホテルを含む飲食店の生ごみはどの分類に属するのかご教示いただきたい。家庭でも食品ロスは発生すると考えるが、生ごみは家庭、食品ロスはホテル・飲食店という区分けになるのか。	ホテルを含む飲食店において発生する生ごみは、「事業系の生ごみ」に分類されます。生ごみを「本来食べられるもの（可食部）」と「食べられないもの（非可食部）」に分けた時に、“食べられるもの”が、「食品ロス」です。家庭や、ホテル・飲食店といった事業所において発生する食品ロスは社会的な問題となっていることから、本市における食品ロス削減の取組みを計画的に推進するために、「千葉市食品ロス削減推進計画」を策定し、本計画のP99～109に掲載しています。	－	－	－
47	P63	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.5 生ごみの発生抑制の推進 （1）生ごみの減量・再資源化の強化 ④生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の実施	P25に「生ごみ資源化アドバイザー制度については、十分に浸透していない状況です。」とあることから、周知拡大の具体的な取組みも入れるべきではないかと。	ご意見を踏まえ、本文に追記します。	○	(1)④町内自治会、学校、市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や再資源化推進を目的とした学習会・研修会に生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、助言や技術指導等を行います。	(1)④町内自治会、学校、市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や再資源化推進を目的とした学習会・研修会に生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、助言や技術指導等を行います。 また、対象となる団体等に対し派遣制度の周知を行うなど、制度利用の拡大に努めます。 (※P80・No.14(1)③についても同様に修正)
48	P66	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.7 きれいなまちづくりの推進 （2）市民や団体が実施する美化活動の支援	「また、町内自治会などの地域団体や子どもたちが参加しやすい仕組みをつくり、美化活動の輪を広げていきます。」と記載されているが、日本でボランティア活動が根付かないのは、幼少期の啓発不足が原因であると考えます。市が中心になって小学校・中学校・高校での地域活動への参加の仕組みを作っていただきたい。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
49	P72	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底 （2）ごみステーション排出指導の強化 ②排出ルール等の周知	不燃ごみ排出のルールが守られておらず、回収不可のラベルが貼られて放置されているごみ袋を多くみかける。分別が細かすぎるのか、“不燃ごみ”という名称が誤解を招くのか、いずれにしても対策が必要と考える。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
50	P78	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 （3）市民が分別排出しやすいシステム作り	ここに掲載されている内容は、リサイクルに焦点を当てたもので、「分別排出しやすい」とは異なっている。ガイドブックやWEBで確認するような人は、正しい分別をする人である。視点を変えるという意味でも、回収業者からヒアリングを行い、正しくない排出品目をリストアップして広報することも有効であると考えます。	ごみの出し方に係る情報提供の充実や、特定品目の拠点回収を充実させることも「分別排出しやすいシステム作り」の一環と考えています。また、収集運搬を行う事業者とは、常に連携して事業を進めているところですが、いただいたご意見は、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
51	P78	6 目標に向けた施策の展開 No.13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 （3）市民が分別排出しやすいシステム作り ①情報提供の充実	「①情報提供の充実」において、指定ごみ袋にガイドブックやチャットボットのQRコードを記載するなどして、手軽に情報にアクセスできるようにしてはどうか。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
52	P78	6 目標に向けた施策の展開 No.13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 （4）家庭系剪定枝等の再資源化の推進 ①家庭系剪定枝等の再資源化事業の実施	他の自治体に先駆けて剪定枝等の分別収集を実施していることは評価できるが、それをもう一步進めて、堆肥化したものを市民に格安で販売する、その堆肥で花苗を作り販売する等、収集された資源（剪定枝等）が加工されて市民に戻るような仕組みを作っていたきたい。 また、再資源化处理を行っている施設の見学会などを行うことで市民の意識向上につなげるべきであり、再資源化事業者が剪定枝等を加工した後のことについても利用状況等をしっかりと追っていただきたい。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
53	P80	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.14 生ごみの再資源化の推進 （1）家庭系生ごみの減量・再資源化の推進	生ごみ処理の方法は様々にあるが、家庭では2次処理が難しいので、処理物を回収する方法を検討してはどうか。他自治体では花や野菜の苗と交換するなどの取組みを行っていると聞いたことがあり、自分が処理したものがたい肥になって利用されることで、再資源化への意欲もわくのではないか。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
54	P82	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.15 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	これまでの検査実施数と指導数の実績、本計画における目標実施回数の目標などを入れていただきたい。	各事業において管理していく個々の施策の管理指標等は多岐にわたることから、本計画とは別に作成する、進捗状況についての「年次報告」において毎年度公表を行います。	－	－	－
55	P89	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.18 ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援 （1）ごみの運び出しに関する支援	現在行っている施策の利用状況と、周知徹底や拡充の取組みの状況も入れていただきたい。	事業の実績については、本計画とは別に作成する、進捗状況についての「年次報告」において毎年度公表を行います。 また、計画を進める中で、制度の効果的な周知方法を検討していきます。	－	－	－
56	P89	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.18 ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援 （3）外国人に対する支援	多文化共生社会を目指す千葉市に暮らす外国の方は年々増えている。ごみの分別・排出等に関する情報がきちんと伝わるような工夫は必要であり、国際交流協会と連携して外国人のための分別スクールの実施等検討してはどうか。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
57	P90	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.19 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築 （2）民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの構築 ①民間施設の活用を含めた剪定枝、その他品目の再資源化	千葉港の輸入穀物から、年間約1,700～1,800トンの穀物系夾雑物が発生しており、ほぼ全量が事業系一般廃棄物として市の焼却炉にて焼却処理されている。このことは、焼却による温室効果ガスの発生源となるばかりか、焼却炉の維持にも悪影響を及ぼしていることが考えられ、また、食品ロスの発生の最原点にもなっている。 穀物系夾雑物は、畜産用敷料や堆肥原料として有効利用が可能であることから、有価物としての再生利用促進を検討・計画することをお勧めする。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
58	P98	6 目標の達成に向けた施策の展開 No.24 非常時における廃棄物の適正処理の推進	非常時の適正処理の推進においては、設備面や非常時の研究、広域連携だけでなく、その地域での作業人員が確保されていることが重要だと考える。現在も、平時のごみの回収が、予定時刻から数時間経って回収されている地区もあり、平常時から回収人員の増員に努めてはどうか。	いただいたご意見については、今後の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
59	－	6 目標の達成に向けた施策の展開 ○バイオマス発電	バイオマスの導入については、国から補助金が出ることもあり、儲けのために切る必要のない樹木を伐採している業者が出てきており、また、丸太の部分だけ持って行って、枝葉はそのまま放置しておくことで、森が荒れる原因になっているとも聞いている。 バイオマスは一見よさそうに思えるが、郊外から運搬する際にCO2を排出することから、手放しで喜べる発電ではない。事業者の動きについてもよく調べていただきたい。	本計画において検討するのは、ごみとして排出されるバイオマスの有効活用になります。 いただいたご意見については、今後の市の施策検討における参考とさせていただきます。	－	－	－
60	P99	7 千葉市食品ロス削減推進計画 （2）食品ロスとは（食品ロスの定義）	「「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことです。」と定義されているが、これでは、計画（案）P100に記載される「家庭系食品ロス」の3要素のうち「食べ残し」が含まれない表現となっているように思われ、「「食品ロス」とは、廃棄される食品のことです。」と定義するのが適当ではないか。	記載した食品ロスの定義は、国が示す定義に従っており、「食べ残し」も含むものであることから、記載については原案のままとします。	－	－	－

No.	頁	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方（案）	計画案への反映	計画（案）への反映内容	
						反映前	反映後
61	P101	7 千葉市食品ロス削減推進計画 （6）食品ロスの現状	食品ロスの現状として、国の状況が2020年度、千葉市の家庭系の状況が2021年度、千葉市の事業系の状況が2019年度と記載されている年度がバラバラである。統計値は、年度の統一、変遷が重要な要素であり、タイトルを「（6）食品ロスの状況」として変遷を記述していただきたい。	本市の状況について、家庭系食品ロス量については、毎年度実施している「ごみ組成測定分析」の結果に基づき推計を行っていることから、2021年度の実績（推計値）を最新の数値として掲載しています。 事業系食品ロス量については、本市における推計方法が確立されておらず、国の推計に基づき算出しているため、2020年度の実績（推計値）が最新の数値となりますが、同年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少していることから、新型コロナウイルス感染症発生前の2019年度を基準として記載しています。 これらのことから、掲載年度を統一していませんが、事業系食品ロス量の実態把握の方法については、計画の進行管理のなかで検討していきます。 また、本市では、過去において、可燃ごみ中に含まれる食品ロス割合の調査を行っていなかったことから、食品ロス量の変遷を具体的に記述することは困難です。	－	－	－
62	P107	7 千葉市食品ロス削減推進計画 （8）施策の展開 イ 食品ロス削減に関する仕組みづくり （ウ）各種活動・団体との連携	現在想定している、もしくは、実施している連携の“かたち”を記載していただきたい。	未利用食品の有効活用を促進するための連携の“かたち”は様々にあることから、他市の事例等も参考にしながら、本市の実情にあった連携のあり方を検討していきます。	－	－	－
63	P109	7 千葉市食品ロス削減推進計画 コラム「食品ロスにまつわる知恵」	【3分の1ルール】について、「納品期限緩和に取り組む事業者は186事業者となっています。」と記載されているが、それは千葉市内の事業者数なのか、また、全事業者の何％に相当するのか等の記述をしていただきたい。 （※【賞味期限表示の大括り化（年月表示 日まとめ表示）】についても同様）	ご意見を踏まえ、事業者数の出典を追記するとともに、最新の情報にデータを更新します。 なお、全事業者における割合については不明です。	○	【3分の1ルール】 食品ロスの削減のため、このルールの緩和が進められており、 2021 年10月時点で、納品期限緩和に取り組む事業者は 186 事業者となっています。 【賞味期限表示の大括り化（年月表示 日まとめ表示）】 2021 年10月時点で、賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者は 223 事業者となっています。	【3分の1ルール】 食品ロスの削減のため、このルールの緩和が進められており、 2022 年10月時点で、納品期限緩和に取り組む事業者は 240 事業者となっています。 【賞味期限表示の大括り化（年月表示 日まとめ表示）】 2022 年10月時点で、賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者は 267 事業者となっています。 ※事業者数については、農林水産省が全国の事業者を対象に実施している商慣習見直しに取り組む食品事業者の調査・募集の結果による。 〔調査対象〕食品小売事業者：1,067者（回答数279）、食品製造事業者：1,338者（回答数447） 〔直接応募〕28者
64	P132-143	参考資料8 用語集	脚注については、文末ではなく同一ページ（の下部）に表示していただきたい。	計画中で説明を要する用語については脚注をつけていますが、計画書冊子のレイアウトや掲載する文字の大きさを考慮し、巻末に「用語集」として、まとめて掲載しています。	－	－	－